

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
別 冊	別 冊
目 次	目 次
第 1 章 （省 略）	第 1 章 （同 左）
第 2 章 石油石炭税の還付措置関係	第 2 章 石油石炭税の還付措置関係
第 1 節 租特法第90条の3の4～ <u>第90条の6の3</u> 共通関係	第 1 節 租特法第90条の3の4～ <u>第90条の6の2</u> 共通関係
第 2 節～第 4 節 （省 略）	第 2 節～第 4 節 （同 左）
第 5 節 <u>租特法第90条の6の2</u> 《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係	第 5 節 <u>租特法第90条の6の2第1項</u> 《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係
第 6 節 <u>租特法第90条の6の3</u> 《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》 <u>関係</u>	<u>（新 設）</u>
第 3 章 （省 略）	第 3 章 （同 左）
第 4 章 （省 略）	第 4 章 （同 左）

改 正 後	改 正 前
第2章 石油石炭税の還付措置関係 第1節 租特法第90条の3の4～<u>第90条の6の3</u> 共通関係 (用語の定義) 1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(19) (省 略) <u>(20) 非製品ガス 租特法第90条の6の3第1項《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》に規定する「非製品ガス」をいう。</u> (還付金が過大であった場合の取扱い) 4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、<u>同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項</u>の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号）第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。 第6節 <u>租特法第90条の6の3《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》関係</u> <u>(「非製品ガス」の範囲)</u> 1 <u>租特法第90条の6の3第1項《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》に規定する「非製品ガス」とは、具体的には、水素、メタン又はエタンを含有す</u>	第2章 石油石炭税の還付措置関係 第1節 租特法第90条の3の4～<u>第90条の6の2</u> 共通関係 (用語の定義) 1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(19) (同 左) <u>(新 設)</u> (還付金が過大であった場合の取扱い) 4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項<u>及び同法第90条の6の2第1項</u>の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号）第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。 <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(非製品ガスの密度)</u> <u>5 租特令第50条の2の2第10項に規定する「その一立方メートル当たりのキログラムで表した重量」とは、適正に校正・管理された密度計で計測した非製品ガスの密度その他適正と認められる方法により計測した密度をいう。</u> <u>(原料の密度)</u> <u>6 租特令第50条の2の2第10項に規定する「温度十五度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の一キロリットル当たりのキログラムで表した重量」は、非製品ガスを製造した期間に使用された原料の密度を、日本工業規格（JISK2249-4（原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量の換算表））に定める方法によりそれぞれ計測し、これを加重平均して算出する。</u> <u>(還付申請)</u> <u>7 租特法第90条の6の3第1項の規定による石油石炭税額に相当する金額の還付の申請は、次による。</u> <u>(1) 還付の申請には、租特令第50条の2の2第5項により計算の基礎を記載した書類を添付する必要があるので留意する。</u> <u>(2) 還付の申請は、原則として1月ごとに行うが、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る非製品ガスが製造された後1年を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。</u>	<u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>

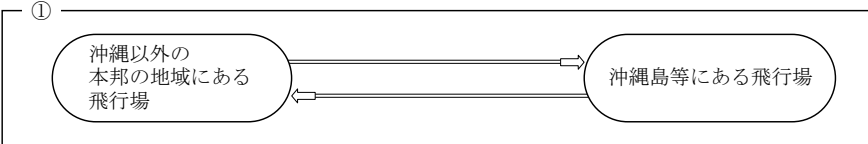
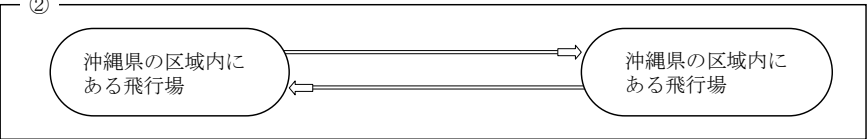
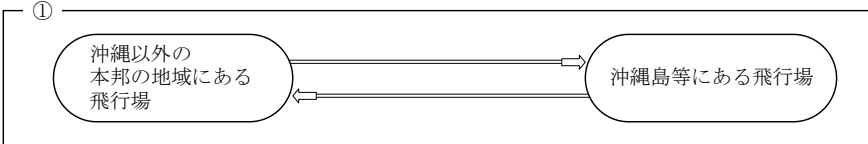
改 正 後	改 正 前
第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係 租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係 (「<u>沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機</u>」等の意義) 2(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する「<u>沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機</u>」とは、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を航行する航空機をいい、同項に規定する「<u>沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機</u>」とは、<u>沖縄県の区域内の各地間の路線</u>(以下、<u>沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線</u>と併せて「<u>沖縄路線</u>」という。)を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線又は沖縄島等と離島との間の路線<u>(沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。)</u>を航行する航空機はこれに該当しない。 なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。 (2) 租特法第90条の9第1項に規定する「<u>離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機</u>」とは、離島と本邦の地域との間の路線(宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線<u>及び沖縄県の区域内の各地間の路線</u>を除く。)のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づ	第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係 租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係 (「<u>沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機</u>」等の意義) 2(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する「<u>沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機</u>」とは、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線(以下「<u>沖縄路線</u>」という。)を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と沖縄以外の本邦の地域との間又は沖縄島等と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。 なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。 (2) 租特法第90条の9第1項に規定する「<u>離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機</u>」とは、離島と本邦の地域との間の路線(宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。)のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173

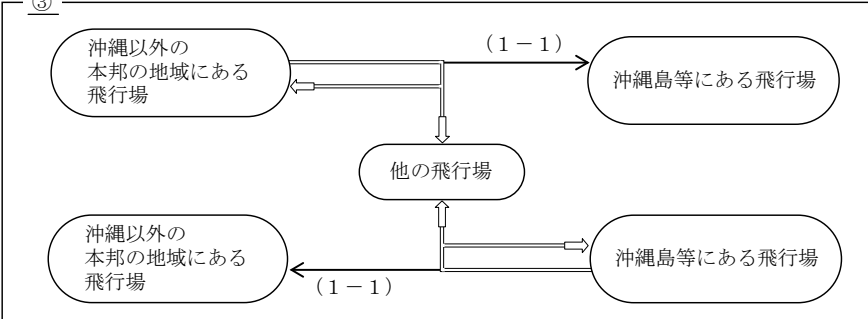
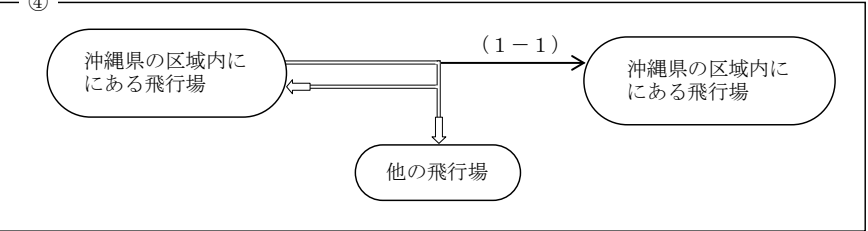
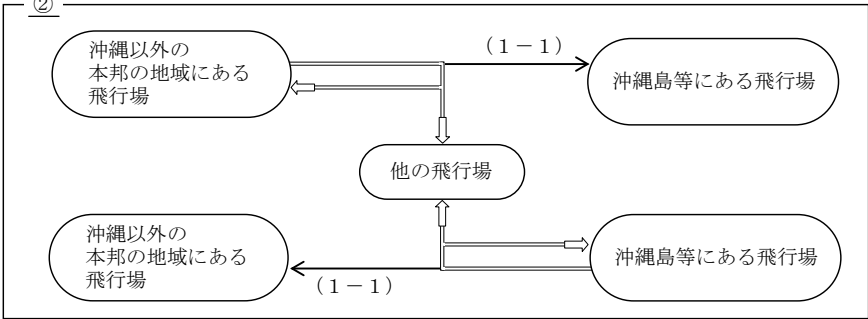
改 正 後	改 正 前
く平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線（以下「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。 なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。 （「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義） 6 租特法第90条の8の2第1項又は同法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。 (1) 沖縄路線の場合 次の飛行場 イ 沖縄島等に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場 ロ 沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島等に所在する飛行場 ハ <u>沖縄県の区域内に所在する飛行場を離陸する航空機（沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を航行する航空機を除く。）については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄県の区域内に所在する飛行場</u> (2) （省 略）	号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線（以下「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。 なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。 （「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義） 6 租特法第90条の8の2第1項又は同法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。 (1) 沖縄路線の場合 次の飛行場 イ 沖縄島等に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場 ロ 沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島等に所在する飛行場 (2) （同 左）

改正後	改正前
(「沖縄路線航空機」の範囲) 7 租特法第90条の8の2第1項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。 (1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する航空機 イ 沖縄島等に所在する飛行場と沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場との間を航行する航空機 ロ <u>沖縄県の区域内に所在する飛行場間を航行する航空機</u> ハ <u>イ及びロ</u>に規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場（離陸した飛行場を含む。）に着陸した場合における当該航空機 (2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機 イ (1)の<u>ハ</u>に規定する航空機（離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。）又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)の<u>イ及びロ</u>に規定する航空機が出発した飛行場（以下「沖縄路線出発飛行場」という。）との間を航行する航空機（着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。） （注）(1)の<u>ハ</u>に規定する航空機に代えて使用される航空機については、当該代えて使用される時に沖縄路線航空機となる一方、同時に(1)の<u>ハ</u>の航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する（以下、(3)のハ及びニにおいて同じ。）。 ロ (1)の<u>イ及びロ</u>に規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかった場合における当該航空機 ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して沖縄以外の	(「沖縄路線航空機」の範囲) 7 租特法第90条の8の2第1項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。 (1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する航空機 イ 沖縄島等に所在する飛行場と沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場との間を航行する航空機 ロ <u>イ</u>に規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場（離陸した飛行場を含む。）に着陸した場合における当該航空機 (2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機 イ (1)の<u>ロ</u>に規定する航空機（離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。）又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)の<u>イ</u>に規定する航空機が出発した飛行場（以下「沖縄路線出発飛行場」という。）との間を航行する航空機（着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。） （注）(1)の<u>ロ</u>に規定する航空機に代えて使用される航空機については、当該代えて使用される時に沖縄路線航空機となる一方、同時に(1)の<u>ロ</u>の航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する（以下、(3)のハ及びニにおいて同じ。）。 ロ (1)の<u>イ</u>に規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかった場合における当該航空機 ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して沖縄以外の

改 正 後	改 正 前
本邦の地域に所在する飛行場（以下「寄航地」という。）と沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場（以下「発着地」という。）との間を航行する航空機（発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。） (3) 租特規則<u>第39条の11</u>各号《沖縄路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ホ （省 略） (4) （省 略） （「特定離島路線航空機」の範囲） 8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。 (1)～(2) （省 略） (3) 租特規則<u>第39条の12</u>各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ハ （省 略） (4) （省 略）	本邦の地域に所在する飛行場（以下「寄航地」という。）と沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場（以下「発着地」という。）との間を航行する航空機（発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。） (3) 租特規則<u>第39条の10</u>各号《沖縄路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ホ （同 左） (4) （同 左） （「特定離島路線航空機」の範囲） 8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。 (1)～(2) （同 左） (3) 租特規則<u>第39条の11</u>各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ハ （同 左） (4) （同 左）

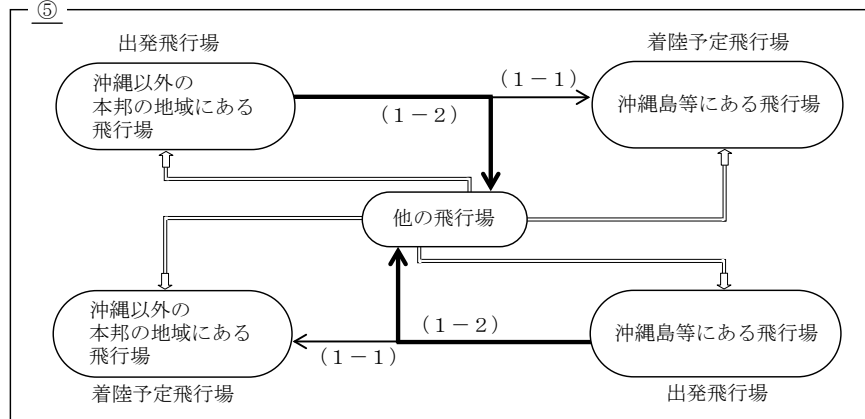
改 正 後	改 正 前
第4章 印紙税の税率軽減等措置関係 (税率軽減措置の対象となる契約書の範囲) 4 租特法第91条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。 (注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。 (1) 次に掲げる契約書は租特法第91条の規定が適用される。 イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する一の文書で、<u>記載金額が10万円を超えるもの</u> (例) 建物及び定期借地権売買契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書） ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書で、<u>記載金額が100万円を超えるもの</u> (例) 建物建設及び建物設計請負契約書 (2) (省 略)	第4章 印紙税の税率軽減等措置関係 (税率軽減措置の対象となる契約書の範囲) 4 租特法第91条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。 (注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。 (1) 次に掲げる契約書のうち、<u>記載金額が100万円を超えるものは租特法第91条の規定が適用される。</u> イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する一の文書 (例) 建物及び定期借地権売買契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書） ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書 (例) 建物建設及び建物設計請負契約書 (2) (同 左)

改正後	改正前
別表 1 沖縄路線航空機の範囲 1—1 原則（租特法90の8の2①） 沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機  ① 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機  ② (注) 「航空機」は、運送の用に供されるものに限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。	別表 1 沖縄路線航空機の範囲 1—1 原則（租特法90の8の2①） 沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機  ① <u>(新 設)</u> (注) 「航空機」は、<u>旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）</u>に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。

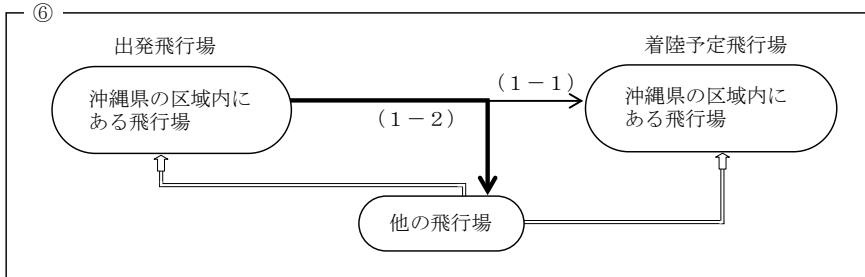
改正後	改正前
1—2 含めるもの（租特法90の8の2①後段カッコ書き） 1—1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により離陸した飛行場又は他の飛行場に着陸することとなったもの <u>沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機</u> ③  <u>沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機</u> ④  2—1 含めるもの（租特令50の3—） 1—2の航空機で、着陸した他の飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）	1—2 含めるもの（租特法90の8の2①後段カッコ書き） 1—1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により離陸した飛行場又は他の飛行場に着陸することとなったもの ②  <u>（新 設）</u> 2—1 含めるもの（租特令50の3—） 1—2の航空機で、着陸した他の飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）

改正後

⑤ 沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機



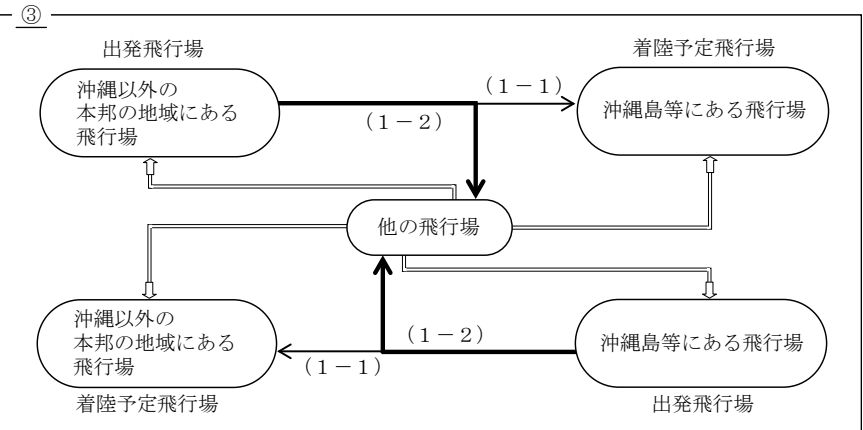
⑥ 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機



2-2 含めるもの（租特令50の3ニ）

1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により飛行場に着陸できなかったもの

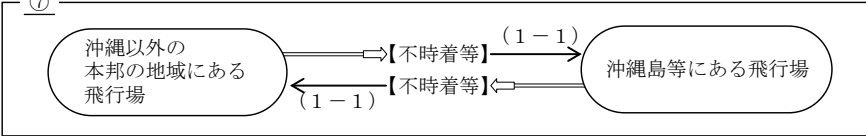
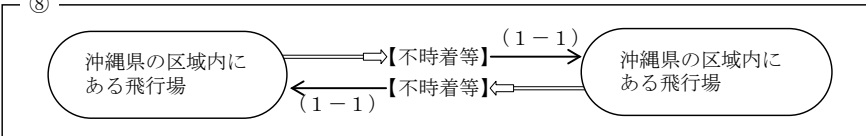
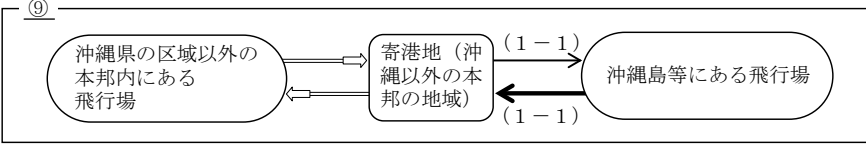
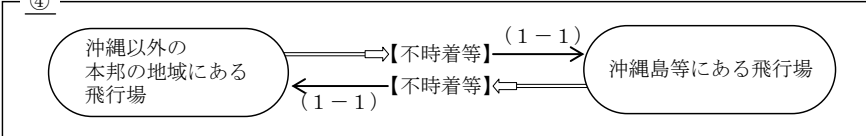
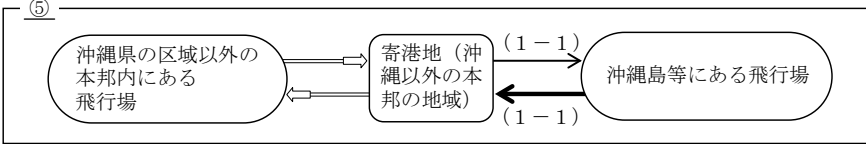
改正前

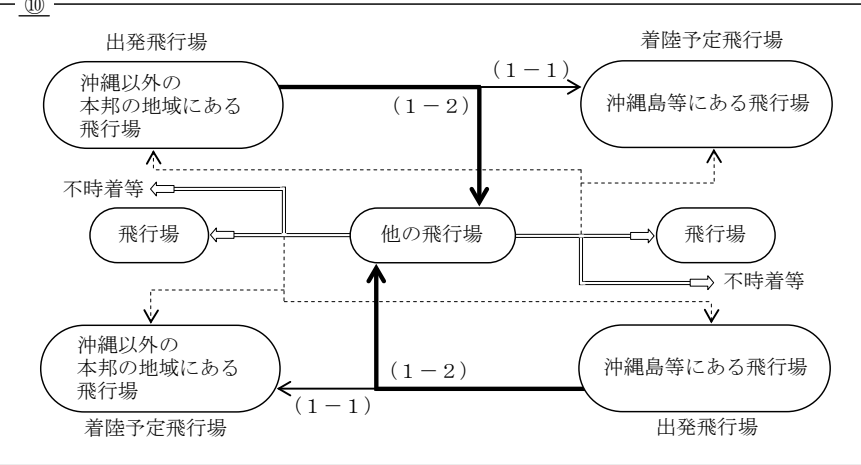
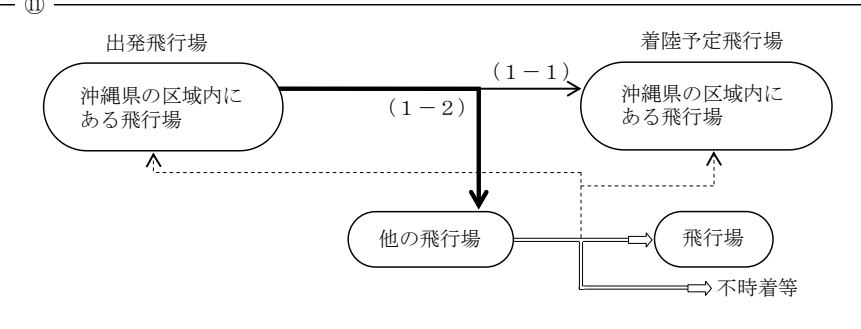
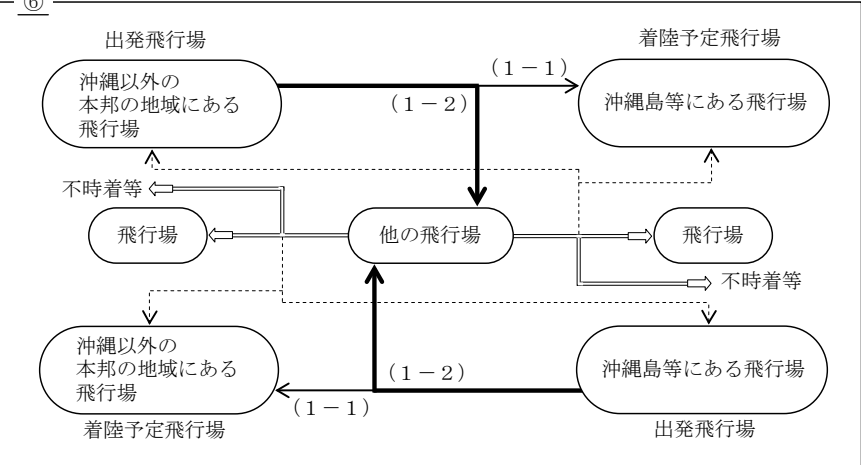


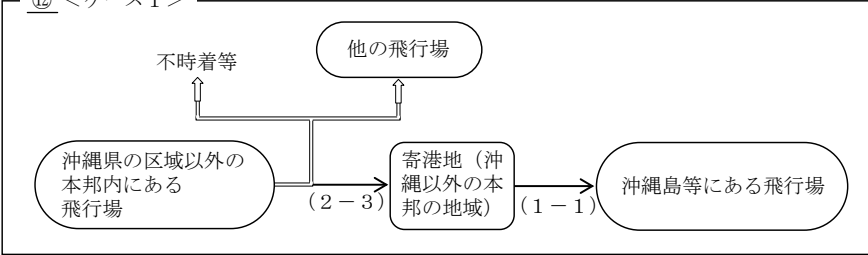
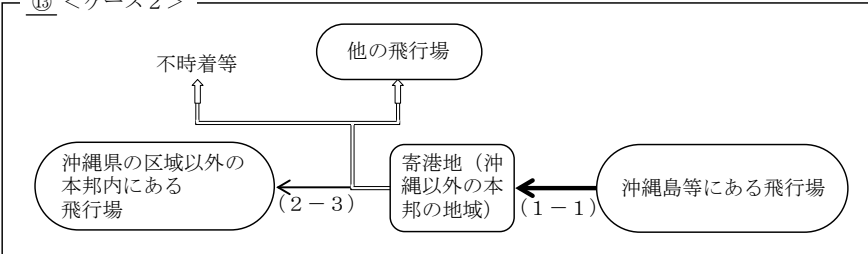
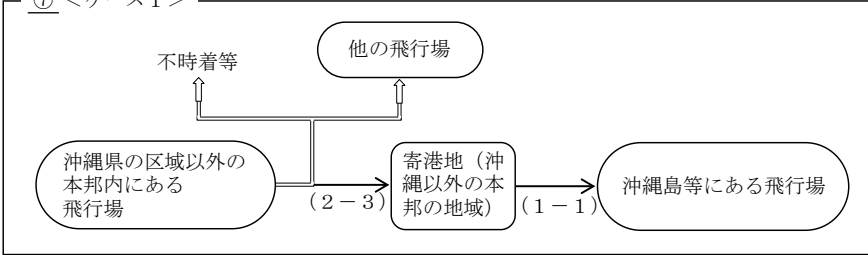
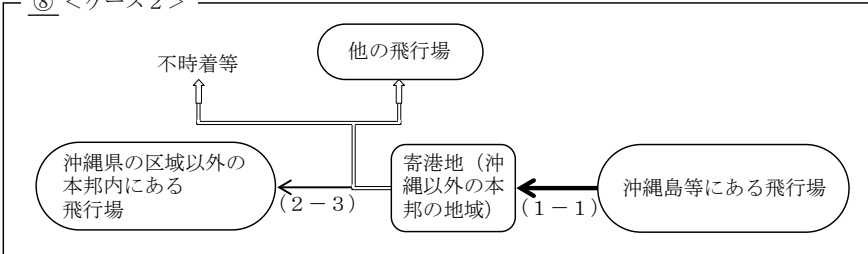
(新 設)

2-2 含めるもの（租特令50の3ニ）

1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により飛行場に着陸できなかったもの

改正後	改正前
沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機 ⑦  沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機 ⑧  2—3 含めるもの（租特令50の3三） 1—1の航空機で、沖縄以外の本邦の地域内にある寄航地を接続（経由）して沖縄県の区域以外の本邦内の各地間を航行するもの（<u>沖縄県の区域</u>以外の本邦内の各地間で発着する旅客又は貨物の運送の用に供されるものを除く。） ⑨ 	④  (新 設) 2—3 含めるもの（租特令50の3三） 1—1の航空機で、沖縄以外の本邦の地域内にある寄航地を接続（経由）して沖縄県の区域以外の本邦内の各地間を航行するもの（沖縄以外の本邦内の各地間で発着する旅客又は貨物の運送の用に供されるものを除く。） ⑤ 

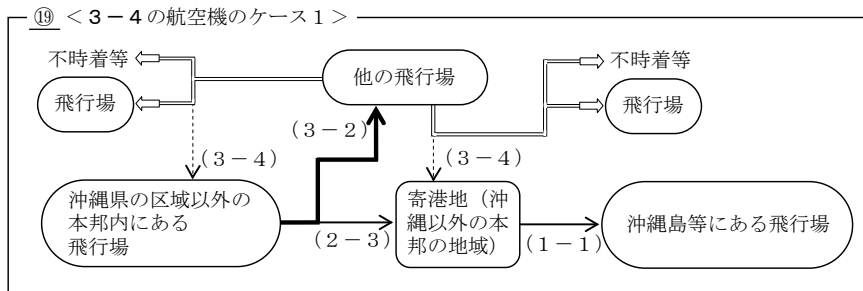
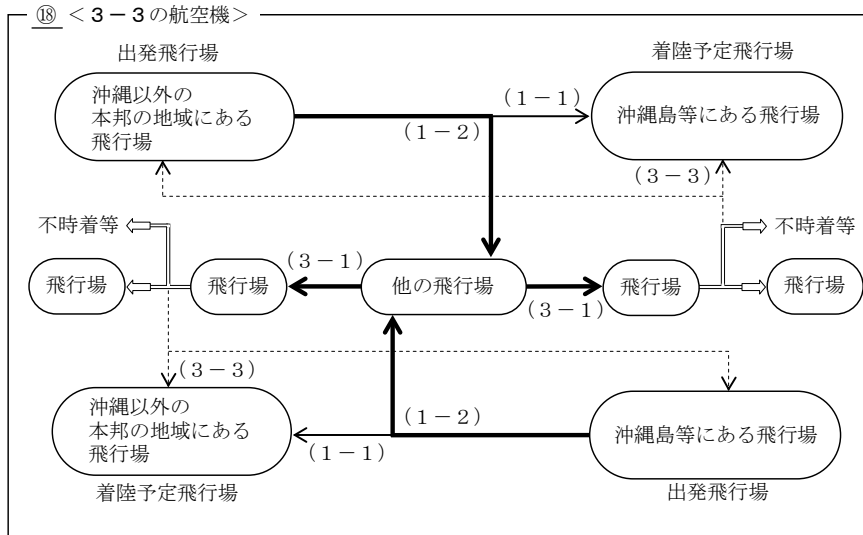
改正後	改正前
3－1 含めるもの（租特規則39の11－） 2－1の航空機で、着陸した他の飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの <u>沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機</u> ⑩  <u>沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機</u> ⑪ 	3－1 含めるもの（租特規則39の10－） 2－1の航空機で、着陸した他の飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの ⑥  <u>(新 設)</u>

改正後	改正前
(注) 離陸した飛行場に着陸するものを含む(航路省略。以下⑫、⑬、⑬、⑬、⑬及び⑬において同じ。) 3—2 含めるもの(租特規則39の11二) 2—3の航空機で、沖縄県の区域以外の本邦内にある飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの ⑫ <ケース1>  <pre> graph LR A([沖縄県の区域以外の本邦内にある飛行場]) -- "(2-3)" --> B([寄港地(沖縄以外の本邦の地域)]) B -- "(1-1)" --> C([沖縄島等にある飛行場]) A -- "不時着等" --> D([他の飛行場]) B -- "不時着等" --> D </pre> ⑬ <ケース2>  <pre> graph LR A([沖縄島の区域以外の本邦内にある飛行場]) -- "(2-3)" --> B([寄港地(沖縄以外の本邦の地域)]) C([沖縄島等にある飛行場]) -- "(1-1)" --> B B -- "不時着等" --> D([他の飛行場]) A -- "不時着等" --> D </pre>	(注) 離陸した飛行場に着陸するものを含む(航路省略。以下⑦、⑧、⑫、⑬及び⑭において同じ。) 3—2 含めるもの(租特規則39の10二) 2—3の航空機で、沖縄県の区域以外の本邦内にある飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの ⑦ <ケース1>  <pre> graph LR A([沖縄県の区域以外の本邦内にある飛行場]) -- "(2-3)" --> B([寄港地(沖縄以外の本邦の地域)]) B -- "(1-1)" --> C([沖縄島等にある飛行場]) A -- "不時着等" --> D([他の飛行場]) B -- "不時着等" --> D </pre> ⑧ <ケース2>  <pre> graph LR A([沖縄島の区域以外の本邦内にある飛行場]) -- "(2-3)" --> B([寄港地(沖縄以外の本邦の地域)]) C([沖縄島等にある飛行場]) -- "(1-1)" --> B B -- "不時着等" --> D([他の飛行場]) A -- "不時着等" --> D </pre>

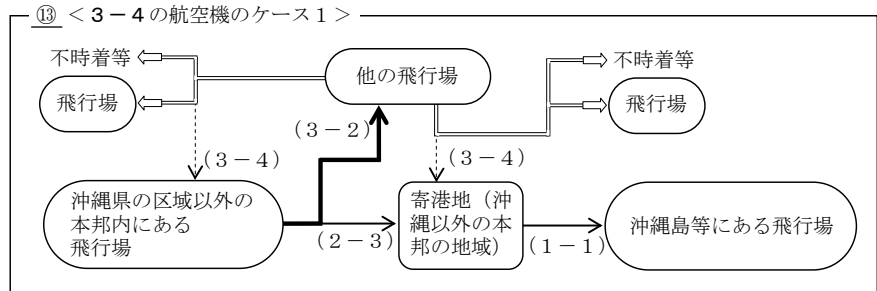
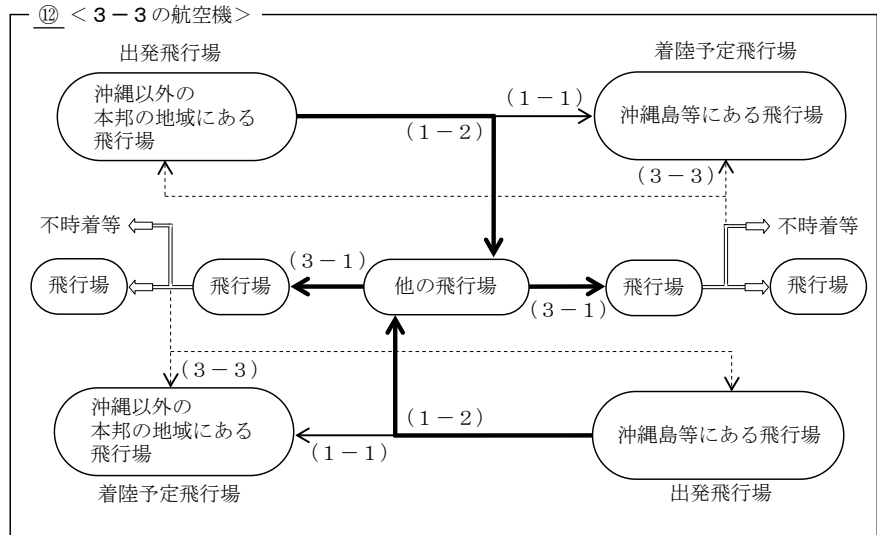
改 正 後	改 正 前
3—4 含めるもの（租特規則39の11四） 3—2の航空機で、着陸した他の飛行場から、最初の着陸地とした飛行場又は離陸した飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。） ⑯ <ケース1> ⑰ <ケース2> 3—5 含めるもの（租特規則39の11五） 3—3又は3—4の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの	3—4 含めるもの（租特規則39の10四） 3—2の航空機で、着陸した他の飛行場から、最初の着陸地とした飛行場又は離陸した飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。） ⑩ <ケース1> ⑪ <ケース2> 3—5 含めるもの（租特規則39の10五） 3—3又は3—4の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの

改 正 後

沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機



改 正 前

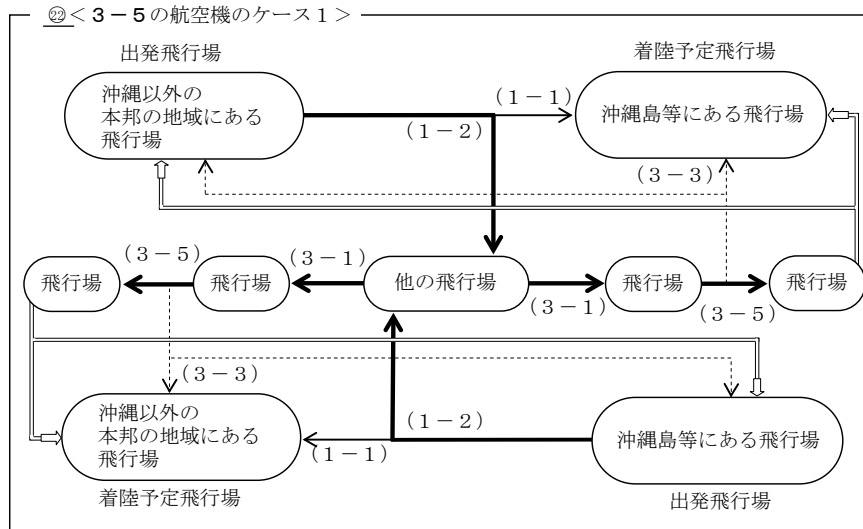


改 正 後	改 正 前
⑭ < 3-4 の航空機のケース 2 > 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機 ⑮ < 3-3 の航空機 >	⑭ < 3-4 の航空機のケース 2 > (新 設)

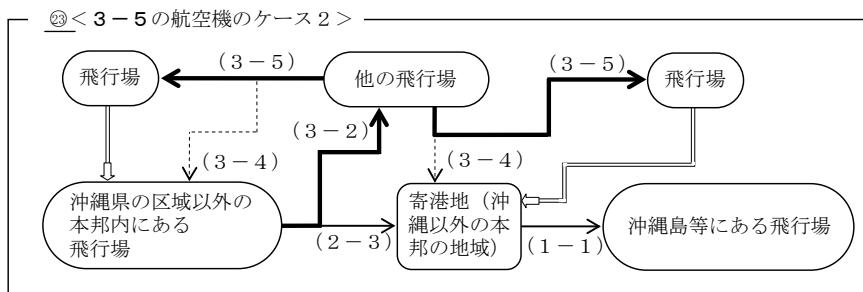
改正後

3-6 含めるもの（租特規則39の11三）

沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機



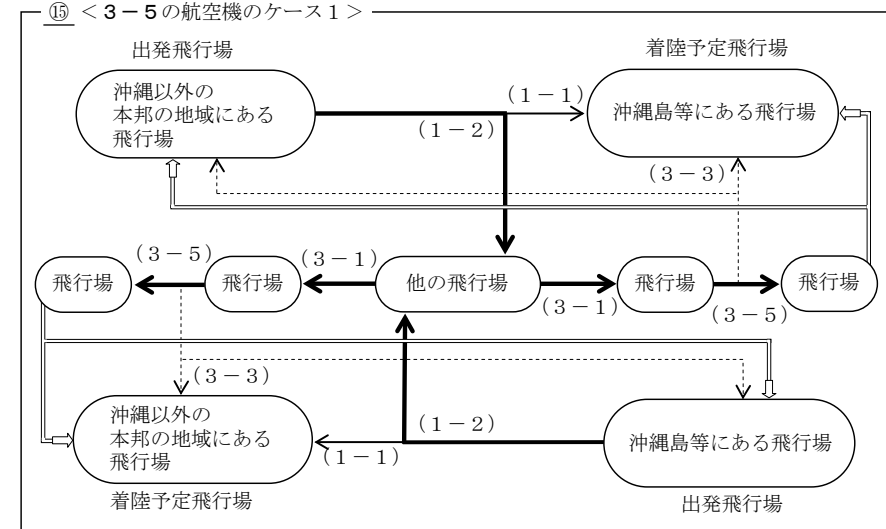
(注) ㉒のバリエーション



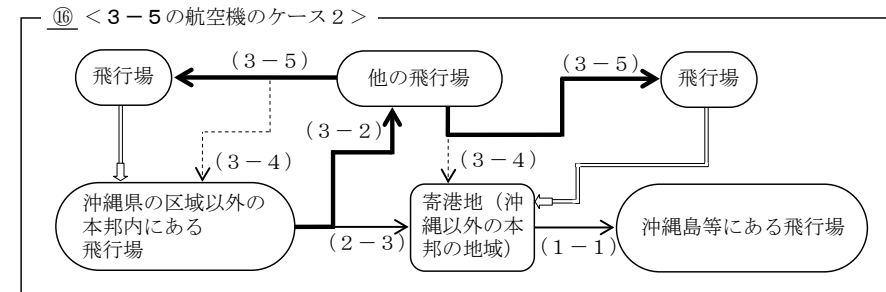
(注) ㉒のバリエーション

改正前

3-6 含めるもの（租特規則39の10三）

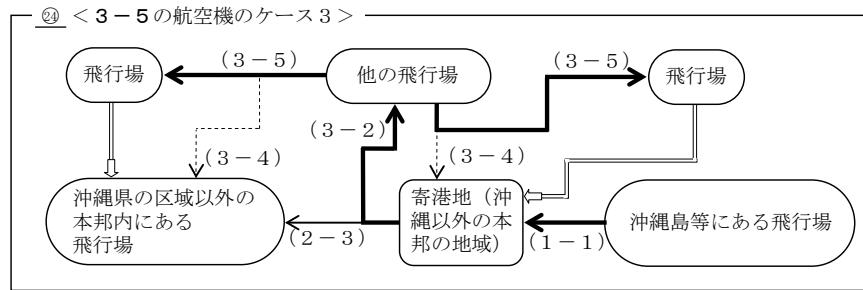


(注) ㉒のバリエーション



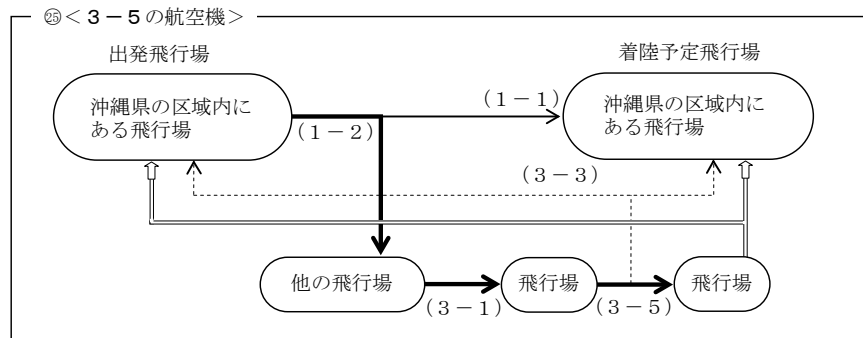
(注) ㉒のバリエーション

改 正 後

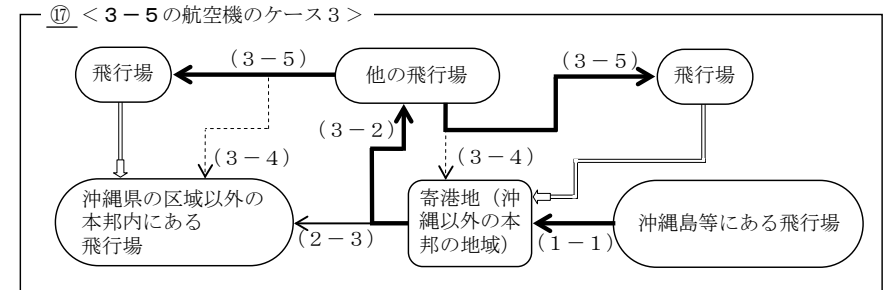


(注) ⑭のバリエーション

沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機



改 正 前



(注) ⑭のバリエーション

(新 設)

改 正 後	改 正 前
別表 2 特定離島路線航空機の範囲	別表 2 特定離島路線航空機の範囲
6—1 含めるもの（租特規則 <u>39の12一</u> ） （省 略）	6—1 含めるもの（租特規則 <u>39の11一</u> ） （同 左）
6—2 含めるもの（租特規則 <u>39の12二</u> ） （省 略）	6—2 含めるもの（租特規則 <u>39の11二</u> ） （同 左）
6—3 含めるもの（租特規則 <u>39の12三</u> ） （省 略）	6—3 含めるもの（租特規則 <u>39の11三</u> ） （同 左）
6—4 含めるもの（租特規則 <u>39の12二</u> ） （省 略）	6—4 含めるもの（租特規則 <u>39の11二</u> ） （同 左）